

鳥取県中部地震で被災されたみなさまへ

鳥取県の緊急支援施策

～鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト～

平成 28 年 11 月 24 日発行 第 4 版

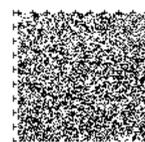


平成 28 年 10 月 21 日午後 2 時 7 分頃、鳥取県中部を震源とする地震により、県内中部地域を中心に多くの被害が生じました。

県及び市町では、この地震で被害を受けられた方が、一日も早く生活の再建が行えるよう様々な支援を実施しています。

被災されたみなさまがこれらの支援施策を有効に活用していただけるよう、その内容や問い合わせ先を取りまとめましたので、どうぞお気軽にご相談ください。

目の不自由な方の
ための音声コード



●総合相談窓口

市町名	窓口	連絡先	相談時間
倉吉市	被害住宅総合相談窓口	0858-27-0515	9:00～19:00
三朝町	代表受付	0858-43-1111	8:30～17:15
湯梨浜町	総務課防災対策係	0858-35-3111	8:30～17:15
北栄町	総務課情報防災室	0858-37-3111	8:30～17:15
琴浦町	総務課防災係	0858-52-2111	8:30～17:15

●被災建物修繕等総合相談窓口

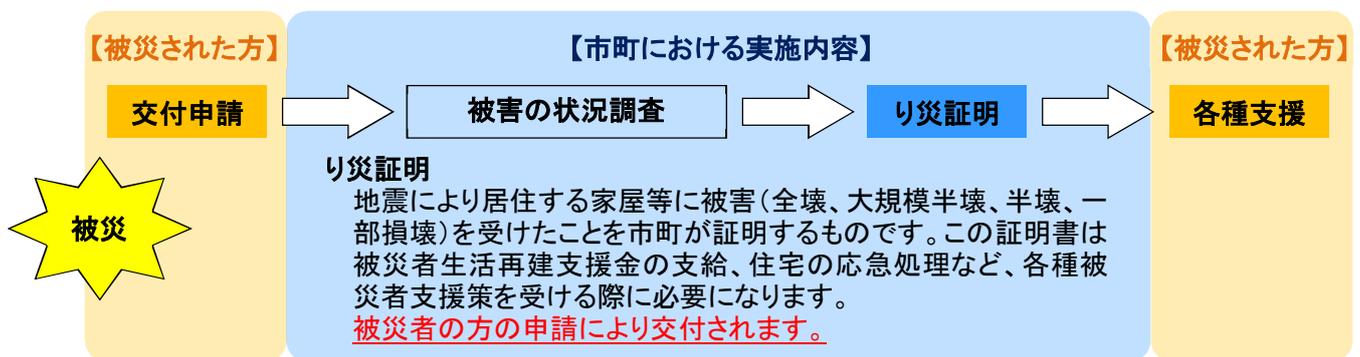
…建物修繕に関する各種組合を紹介します。

窓口	連絡先	相談時間
鳥取県中部総合事務所 二号館2階	0858-23-3139	9:00～17:00

●り災証明の相談窓口

市町名	窓口	連絡先	相談時間
倉吉市	被害住宅総合相談窓口	0858-27-0515	9:00～17:00
三朝町	町民税務課	0858-43-3505	9:00～17:00
湯梨浜町	町民課	0858-35-3117	8:30～17:15
北栄町	税務課	0858-37-5865	8:30～17:15
琴浦町	総務課防災係	0858-52-2111	8:30～17:15

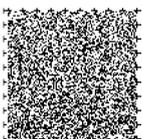
【参考】り災証明



※り災証明のための被害の状況調査とは別に、市町により二次災害防止等のために『被災建築物応急危険度判定』が行われています。

【参考】り災証明書が必要な支援項目

- 1-1 被災者住宅再建支援補助金
- 1-2 被災者住宅修繕支援金
- 1-3 生活福祉資金(福祉費・住宅経費)の貸付
- 1-4 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 2-1 生活福祉資金(福祉費・災害経費)の貸付
- 2-2 生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付
- 2-3 災害援護資金の貸付
- 2-5 母子父子寡婦福祉資金の貸付



●公営住宅の相談窓口

県・市町名	窓口	連絡先	相談時間
鳥取県	住まいまちづくり課	0857-26-7399	8:30~17:15
倉吉市	建築住宅課	0858-22-8175	8:30~17:15
三朝町	建設水道課	0858-43-3502	8:30~17:00
湯梨浜町	町民課	0858-35-5318	8:30~17:15
北栄町	住民生活課	0858-37-5866	8:30~17:15
琴浦町	建設課	0858-55-7805	8:30~17:15

●災害ゴミの相談窓口

市町名	窓口	連絡先	相談時間
倉吉市	環境課	(電話) 0858-22-8168 (FAX) 0858-22-8136	8:30~17:00
三朝町	町民税務課	(電話) 0858-43-3505 (FAX) 0858-43-0647	8:30~17:00
湯梨浜町	町民課	(電話) 0858-35-5318 (FAX) 0858-35-5350	8:30~17:15
北栄町	住民生活課	(電話) 0858-37-5866 (FAX) 0858-37-5339	8:30~17:15
琴浦町	町民生活課	(電話) 0858-52-1703 (FAX) 0858-49-0000	8:30~17:15

●外国語で相談できる窓口

相談機関		連絡先
公益財団法人 鳥取県国際交流財団	本所	電話 0857-31-5951 FAX 0857-31-5952
	倉吉事務所	電話 0858-23-5931 FAX 0858-23-5932

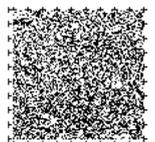
●地震保険に関する相談窓口

窓口の名称	連絡先	相談時間
日本損害保険協会そんぽADRセンター	0570-022808 082-553-5201	9:15~17:00 (平日のみ)

●鳥取県中部地震総合支援相談窓口

※お問い合わせ先が分からない場合やお困りの場合はこちらへご連絡ください。

窓口の場所	連絡先	相談時間
中部総合事務所本館1階中部地域振興局 (※個室対応も可能)	0858-23-3983	9:00~17:00 (土日祝日含む)



士業の方々による無料相談

●鳥取県司法書士会

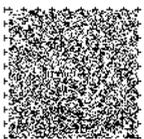
項目・相談内容等	
相続、不動産などに関する相談	<p>○無料法律相談（電話） 毎週月曜日～金曜日 13時から16時まで当番司法書士が電話で相談にお応えします。（祝祭日を除く）</p> <ul style="list-style-type: none">・不動産の相続、贈与、売買等の登記手続に関する相談、遺言、高齢者の財産管理に関する相談 電話：0857-27-4165・少額訴訟、各種裁判手続に関する相談 電話：0857-27-4166・クレジット、サラ金問題、債務整理等に関する相談 電話：0857-27-4168・成年後見制度等に関する相談 電話：0857-27-4160 <p>※局番は0857（鳥取市局番）ですが、県内どこからおかけになっても最低通話料金のみでお話できます。県下全域の担当司法書士が相談に応じます。</p> <p>○無料法律相談（面談） 鳥取県東中西部の各会場にて、1か月1回を目途に無料の面談相談会を開催します。原則として事前予約制にしておりますので、下記の予約電話番号にてご予約をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none">・予約電話番号：0857-24-7024・受付時間：9時～17時（土日、祝祭日を除く） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>中部地区相談会（倉吉市・東伯郡エリア）</p><ul style="list-style-type: none">・開催日時：12月27日（火） 16時～18時・開催場所：倉吉市文化活動センター（リフレプラザ：倉吉市住吉町77-1）・内容：不動産に関する登記、会社に関する登記、相続問題、成年後見、借金・多重債務問題、その他司法書士業務全般</div>

●鳥取県社会保険労務士会

項目	相談内容	連絡先
労働・雇用年金の相談	総合労働相談、年金相談	電話：0858-48-9171 受付：9時～16時（土日、祝祭日を除く）

●中国税理士会税金相談センター

項目	相談内容	連絡先
税金の相談	所得税・法人税・消費税・相続税等税に関する相談	電話：0120-927-370 受付：10時～16時（土日、祝祭日を除く）



●公益財団法人鳥取県不動産鑑定士協会

項目	相談内容	連絡先
土地価格に関する相談	土地価格に関する相談（近隣価格の参考提示、土地価格の類推など）	電話：0857-29-3074 受付：9時半～15時半（毎週月・水・金のみ）

●鳥取県弁護士会

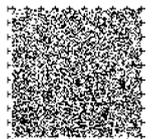
項目	相談内容	連絡先
あらゆる法律相談	<ul style="list-style-type: none"> 不動産賃貸借に関する相談（退去、賃料負担、修繕等に関する紛争） 相隣関係（妨害排除・損害賠償） 労働問題、住宅、車のローン等 中小企業支援等に関するあらゆる法律相談 二重ローン問題に関する相談 ○無料法律相談（面談）	電話：0858-24-0515 受付：9時～17時 （土日、祝祭日を除く）
	<p>平日および土曜日に弁護士が面談で相談にお応えします。事前予約制にしておりますので、下記の予約電話番号にてご予約をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 予約電話番号：0858-24-0515（受付は平日の上記業務時間内） 開催場所（平日）：倉吉市内の法律事務所（予約の際にご案内いたします） （土曜）：法律相談センター倉吉 倉吉市葵町724-15（倉吉市役所東庁舎隣2階） 相談時間（平日）：予約の際にご案内いたします。 （土曜）：午前9時30分から正午まで 相談内容：震災に関する法律相談全般 	

●鳥取県土地家屋調査士会

項目	相談内容	連絡先
土地、建物の表示に関する登記・土地境界に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> 建物の新築、増築、取壊しに関する相談 土地の分筆、地目変更等に関する相談 土地の境界に関する相談 	相談専用電話 電話：0857-22-7032 受付：13時～16時（土日、祝祭日を除く）

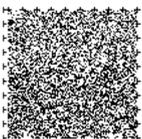
●一般社団法人鳥取県中小企業診断士協会

項目	相談内容	連絡先
中小企業経営に関する相談	中小企業の経営に関する相談	電話：0859-32-5060 受付：9時～17時（日、祝祭日を除く）



●鳥取県行政書士会

項目	相談内容	連絡先
各種申請など に関する相談	<p>○無料電話相談 電話：0857-26-1532 受付：9時～17時（土日・祝祭日を除く） （各種相談）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用できなくなった車の抹消登録 ・県などの補助金申請に係る書類作成 ・成年後見 ・営業事業の許認可 <p>○無料相談会</p>	<p>電話：0857-24-2744 受付：9時～17時 （土日、祝祭日を除く）</p>
<p>行政書士業務の範囲内で相談に応じます。 当日先着順にご案内いたします（事前予約制ではありません）。</p> <p>【倉吉市相談会】 開催日時：12月18日（日）10時～14時 開催場所：倉吉市立図書館2階（倉吉市駄経寺町187-1） ○問合せ先：電話 0857-24-2744 FAX 0857-24-8502</p>		



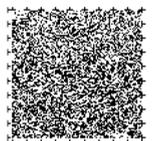
目次

1. 住宅に関する支援	1
2. 生活に関する支援・相談	3
3. 心のケア・健康相談.....	6
4. 医療・福祉に関する支援	9
5. 税・授業料などの負担の軽減	14
6. 商工労働に関する支援・相談	18
7. 農林水産に関する支援	22
8. その他の支援	23

【資料】

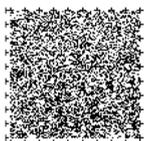
- ① 被災した住宅を修繕したいけど、どこに相談したらいいの？
- ② 被災した住宅の建替、修繕を支援します
- ③ ご自宅に赤い紙・黄色い紙を貼られた皆様へ
- ④ 悪徳業者にお気を付けください！

さらに詳しい内容や不明な点は、各連絡先・相談窓口にお尋ねください。

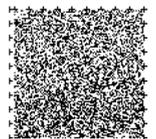


1. 住宅に関する支援

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
1-1	<p>被災者住宅再建支援補助金</p> <p>住宅が損壊した世帯に対して、被害の程度に応じて住宅補修経費等を支援します。</p> <p>○対象となる住宅 り災証明書による損害基準判定で10%以上の認定を受けた住宅</p> <p>○支援額 ・住宅を建設・購入する場合：187.5万円～300万円 ・補修する場合：30万円～200万円</p> <p>※損壊の程度、世帯人数により支援額が異なります。 ※市町村が交付するり災証明書が必要です。</p>	<p>住まいまちづくり課 電話：0857-26-7390 FAX：0857-26-8113 E-mail： sumaimachizukuri@pref.tottori.jp</p>
1-2	<p>被災者住宅修繕支援金</p> <p>住宅が一部破損した世帯に対して、被害の程度に応じて修繕費を支援します。</p> <p>○支援額：1～5万円</p> <p>※破損の程度により支援額が異なります。 ※上記被災者住宅再建支援補助金の対象とならない世帯が対象となります。 ※市町村が交付するり災証明書が必要です。</p>	<p>住まいまちづくり課 電話：0857-26-7390 FAX：0857-26-8113 E-mail： sumaimachizukuri@pref.tottori.jp</p>
1-3	<p>生活福祉資金(福祉費・住宅経費)の貸付</p> <p>被災により損壊した住宅の保全、補修に必要な経費についてお貸しします。</p> <p>【貸付限度額】250万円 【利率】1.5%（保証人を立てる場合は無利子）</p> <p>※ただし、貸付後6年間(据置期間を含む)については、鳥取県が利子補助します。 ※市町村が交付するり災証明書が必要です。</p>	<p>鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333 福祉保健課 電話：0857-26-7859 FAX：0857-26-8116 E-mail： fukushihoken@pref.tottori.jp</p>

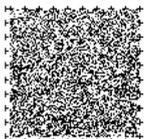


項 目	事 業 内 容	連 絡 先
1-4 母子父子寡婦 福祉資金の貸 付	<p>被災されたひとり親家庭の親、寡婦あるいは 40 歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別した方）が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行われる場合に、必要な資金をお貸しします。</p> <p>（資金区分及び限度額） 住宅の改築、補修等住宅資金 200 万円 転居等転宅資金 26 万円</p> <p>（利率） 6 年間（据置期間を含む）は無利子</p> <p>※40 歳以上の配偶者のない女性には所得制限があります。</p> <p>※市町村が交付するり災証明書が必要です。</p>	<p>中部総合事務所福祉保健局 電話：0858-23-3141 FAX:0858-23-4803 E-mail： chubu_fukushihoken @pref.tottori.jp</p>
1-5 住 宅 の 支 援 （県営住宅等 への入居） ※三次募集分	<p>住宅（持ち家又は民間賃貸住宅）が全壊又は半壊し、長期にわたり居住できない世帯を対象に、県営住宅等を提供します。(申込期限 11 月下旬予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居期間 入居日から 1 年間 ・家賃・駐車場代・敷金 全額免除 ・連帯保証人 不要 ・共益費・光熱水費 自己負担 	<p>住まいまちづくり課 電話：0857-26-7399 0857-26-7411 FAX:0857-26-8113 E-mail： sumaimachizukuri @pref.tottori.jp</p>

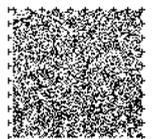


2. 生活に関する支援・相談

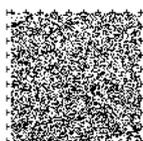
項目	事業内容	連絡先
2-1 生活福祉資金 (福祉費・災害 経費)の貸付	被災により損害を被った家財の購入・修繕等に必要な となった経費についてお貸しします。 【貸付限度額】150万円 【利率】1.5%(保証人を立てる場合は無利子) ※ただし、貸付後6年間(据置期間を含む)につ いては、鳥取県が利子補助します。 ※市町村が交付するり災証明書が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333 福祉保健課 電話：0857-26-7859 FAX:0857-26-8116 E-mail： fukushihoken @pref.tottori.jp
2-2 生活福祉資金 (緊急小口資 金)の貸付	被災により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難 となった場合に必要となる少額の経費についてお 貸しします。 【貸付限度額】10万円 【利率】無利子 ※市町村が交付するり災証明書が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333 福祉保健課 電話：0857-26-7859 FAX:0857-26-8116 E-mail： fukushihoken @pref.tottori.jp
2-3 災害援護資金 の貸付	住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、次の とおり災害援護資金をお貸しします。 <対象>住宅の補修等 <貸付限度額> 住居が全壊された方 350万円 住居が半壊された方 250万円 家財が1/3以上の損害を受けられた方 150万円 世帯主が1か月以上の傷を負われた方 150万円 <償還期間> 10年以内(据置期間3年又は5年以内) <利率>6年間(据置期間を含む)は無利子 ※世帯人数により所得制限があります。 ※市町村が交付するり災証明書が必要です。	福祉保健課 電話：0857-26-7142 FAX:0857-26-8116 E-mail： fukushihoken @pref.tottori.jp 倉吉市福祉課 電話：0858-22-8118 FAX:0858-22-7020 三朝町町民税務課 電話：0858-43-3505 FAX:0858-43-0647 北栄町福祉課 電話：0858-37-5852 FAX:0858-37-5339 湯梨浜町総合福祉課 電話：0858-35-5373 FAX:0858-35-5376



項 目	事 業 内 容	連 絡 先
2-4	<p>災害ボランティアによる活動支援</p> <p>瓦礫、家屋の片付けやその他のボランティアによる支援を要望する場合には、災害ボランティアを派遣し、活動を支援します。</p> <p>【各市町ボランティアセンター連絡先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市 電話：0858-22-9802 ・湯梨浜町 電話：0858-47-5900 0858-35-2351 ・北栄町 電話：0858-37-4522 ・三朝町 電話：0858-43-3388 	<p>※左の事業内容に記載しています。</p>
2-5	<p>母子父子寡婦福祉資金の貸付</p> <p>被災されたひとり親家庭の親（ひとり親家庭となって7年未満の方など）に生活資金として、次の資金をお貸しします。</p> <p>（資金区分及び限度額） 生活資金 月額10.3万円（2年間に限ります。）</p> <p>（利率）6年間（据置期間を含む）は無利子</p> <p>※市町村が交付する災害証明書が必要です。</p>	<p>中部総合事務所福祉保健局 電話：0858-23-3141 FAX：0858-23-4803 E-mail： chubu_fukushihoken@pref.tottori.jp</p>
2-6	<p>NPO等へのパソコンの寄贈</p> <p>地震によりパソコンやプリンターが破損したボランティア団体・地域づくり団体・NPO法人にパソコン・プリンターを寄贈します。</p> <p>※募集期間：11月25日（金）まで</p> <p>※寄贈可能なパソコン等に制限あり</p>	<p>（公財）とっとり県民活動活性化センター 電話：0858-24-6460 FAX：0858-24-6470 E-mail： info@tottori-katsu.net</p>
2-7	<p>家財の必要情報と提供情報のマッチング</p> <p>ツイッターを活用して家財（家具・家電）を必要とする方と提供したい方との情報をマッチングする場を設定しています。</p> <p>http://tottori-katsu.net/news/other/kazai/</p>	<p>（公財）とっとり県民活動活性化センター 電話：0858-24-6460 FAX：0858-24-6470 E-mail： info@tottori-katsu.net</p>

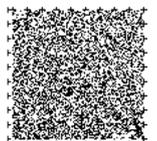


項 目	事 業 内 容	連 絡 先
2-8	<p>クーリングオフ等の消費生活相談</p> <p>震災に便乗した住宅の屋根などの修理工事等、悪質業者とのトラブル等の相談をお受けしますので、中部消費生活相談室に相談してください。</p> <p>【電話による相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号：0858-22-3000 ・受付時間 午前9時から午後6時まで（祝日のみお休み） <p>【来所による相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所：倉吉交流プラザ2階 ・時間：午前9時から午後6時まで ・開所日：火～日（祝日とその翌日はお休み） <p>※なお、当面の間、月曜日と祝日の翌日は北栄町役場北条庁舎3階で相談をお受けします。（午前9時から午後6時まで）</p>	<p>くらしの安心局消費生活センター</p> <p>電話：0859-34-2705 FAX：0859-34-2670 E-mail： shohiseikatsu@pref.tottori.jp</p>
2-9	<p>上下水道料金の減額措置について</p> <p>地震による上下水道料金の減額措置が行われますので、お住まいの市町村へお尋ねください。（ただし、減額の対象、期間等は市町村により異なります。）</p> <p>【連絡先】</p> <p>○倉吉市 倉吉市水道局 電話：0858-26-1031 FAX：0858-26-3242 ホームページ： http://www.city.kurayoshi.lg.jp/gyousei/div/suidou/25-copy/</p>	<p>※左の事業内容に記載しています。</p>



3. 心のケア・健康相談

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
3-1 震災・心の健康 ホットライン	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対して、メンタルケア相談を実施しています。 相談時間 午前8時30分から午後5時15分まで 電話番号 0858-23-3147（倉吉保健所）	健康政策課 電話：0857-26-7202 FAX:0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku @pref.tottori.jp
3-2 子どもの心の 相談窓口の設 置	地震により心のケアを必要とする児童に対して、児童相談所の専用電話で心理職等が相談に応じています。	倉吉児童相談所 電話：0858-23-1141 FAX:0858-23-6367 E-mail： kurayoshijidosodan @pref.tottori.jp
3-3 男女共同参画 センターより ん彩相談室	よりん彩相談員が避難生活での不安や悩みごとなどへの相談に応じています。 相談時間：午前9時から午後5時まで 相談専用ダイヤル：0858-23-3939 面接相談(予約制)：上記専用ダイヤルにて受け付けています。 面接会場：中部総合事務所 ※よりん彩は11月29日(火)より倉吉未来中心にて業務を再開する予定です。電話番号は変更ありませんが、FAX番号が以下に変更となります。 FAX：0858-23-3989	男女共同参画センター 電話：0858-23-3901 FAX:0858-23-3291 E-mail： yorinsai@pref.tottori.jp
3-4 スクールカウ ンセラーによる 心の健康相談	災害に起因すると考えられる生徒の心身の変調について、臨床心理士等専門家が電話・訪問により相談を実施しています。 【公立小中学校等に在籍の方】 いじめ・不登校総合対策センター 電話：0857-28-2362 FAX：0857-31-3958 【県立特別支援学校に在籍の方】 特別支援教育課 電話：0857-26-7598 FAX：0857-26-8101 【県立高等学校に在籍の方】 高等学校課 電話：0857-26-7916 FAX：0857-26-0408	※左の事業内容に記載 しています。



項 目	事 業 内 容	連 絡 先
3-5	<p>教育相談電話</p> <p>不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとに対して、電話相談員が相談に応じています。小さなことでもかまいませんので気軽に相談してください。</p> <p>専用電話：0857-31-3956</p> <p>また、心身の変調で学校を休みがちになってしまったなどの困りごとがあれば、定期的を開催している専門医による教育相談会をご活用ください。</p> <p>予約電話：0857-28-2322</p>	<p>いじめ・不登校総合対策センター</p> <p>教育相談担当</p> <p>電話：0857-28-2322</p> <p>FAX:0857-31-3958</p> <p>E-mail： ijime-futoukou@pref.tottori.jp</p>
3-6	<p>妊産婦、乳幼児及び女性の健康全般に関する電話・メール相談</p> <p>妊娠、出産、産後の心身の不調や不安、乳幼児の様子や育児に関する相談を専用電話やメールで助産師がお受けします。</p> <p>震災以降、不安やストレスがある、体調がすぐれない、赤ちゃんや子どもの様子が普段と違うと感じる場合などご相談ください。</p> <p>一般社団法人鳥取県助産師会</p> <p>電話：090-7543-8206、080-6300-8732 (対応時間 月～金曜日 10:00～16:00)</p> <p>※すぐ出られない場合があります。</p> <p>E-mail：tori-josansi@hal.ne.jp (24 時間対応)</p> <p>※返信に時間がかかる場合があります。</p>	<p>※左の事業内容に記載しています。</p>
3-7	<p>助産師による面談・訪問による相談</p> <p>妊産婦、乳幼児への相談について面談やご自宅への訪問による相談を希望する場合、または必要とする場合は、地域で活動する助産師が対応します。</p>	<p>子育て応援課</p> <p>電話：0857-26-7572</p> <p>FAX:0857-26-7863</p> <p>E-mail： kosodate@pref.tottori.jp</p>

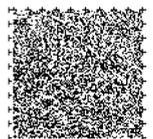


4. 医療・福祉に関する支援

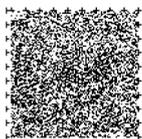
項 目	事 業 内 容	連 絡 先
4-1 医療機関への受診	<p>地震により、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、医療機関等に提示できない場合、次のことを医療機関に伝えることで、受診が可能です。</p> <p>※氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、健康保険の場合は事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者の場合は住所（国民健康保険の被保険者については、これらに加えて組合名）</p> <p>国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者が医療機関等で受診される場合の自己負担分（窓口負担）の支払いは、被害の状況によって減免等がされる場合がありますので、お住まいの市町村等へおたずねください。</p> <p>※また、国民健康保険料（税）や後期高齢者医療保険料についても、被害の状況に応じて減免措置等が講じられますので、お住まいの市町村へおたずねください。</p>	<p>医療指導課 電話：0857-26-7189 FAX:0857-26-8168 E-mail： iryoushidou @pref.tottori.jp</p> <p>倉吉市保険年金課 電話：0858-22-8124 FAX:0858-22-2954 三朝町子育て健康課 電話：0858-43-3520 FAX:0858-43-0647 湯梨浜町健康推進課 電話：0858-35-5372 FAX:0858-35-5376 北栄町健康推進課 電話：0858-37-5867 FAX:0858-37-5339 後期高齢者医療広域連合 電話：0858-32-1099 FAX:0858-32-1067</p>
4-2 原子爆弾被爆者に対する医療の取扱いについて	<p>被爆者健康手帳の提出ができない場合においても、医療機関において、被爆者健康手帳の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診することができます。</p> <p>また、緊急の場合は、一般疾病医療機関以外の医療機関でも受診することができます。</p>	<p>福祉保健課 電話：0857-26-7145 FAX:0857-26-8116 E-mail： fukushihoken @pref.tottori.jp</p>



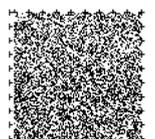
項 目	事 業 内 容	連 絡 先
4-3	<p>自立支援医療 （更生医療、 育成医療、精 神通院医療） の取扱いにつ いて</p> <p>自立支援医療受給者証の提示ができない場合にお いても、医療機関において、当該医療受給者証の 交付を受けている者であることを申し出、氏名、 生年月日及び住所を確認することにより、受診する ことができます。</p> <p>また、緊急の場合は、受診する医療機関と自立支 援医療受給者証に記載する医療機関の名称が異な る場合においても、さらに、指定自立支援医療機 関以外の医療機関でも受診することができます。</p> <p>更生医療、育成医療：市町村障がい福祉担当課 倉吉市福祉保健部福祉課（更生医療） 電話：0858-22-8118 FAX：0858-22-7020 倉吉市福祉保健部子ども家庭課（育成医療） 電話：0858-22-8100 FAX：0858-22-7020 三朝町福祉課（更生医療、育成医療） 電話：0858-43-3506 FAX：0858-43-0647 湯梨浜町総合福祉課（更生医療、育成医療） 電話：0858-35-5374 FAX：0858-35-5376 琴浦町福祉あんしん課（更生医療） 電話：0858-52-1706 FAX：0858-52-1524 琴浦町町民生活課（育成医療） 電話：0858-52-1707 FAX：0858-49-0000 北栄町福祉課（更生医療、育成医療） 電話：0858-37-5852 FAX：0858-37-5339 精神通院医療：障がい福祉課 電話：0857-26-7152 FAX：0857-26-8136 E-mail：shougai Fukushi@pref.tottori.jp</p>	<p>※左の事業内容に記載 しています。</p>



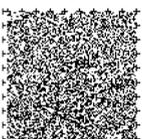
項 目	事 業 内 容	連 絡 先
4-4 小児慢性特定 疾病医療の取 扱いについて	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた者が、医療受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診することができます。 また、緊急の場合は、指定小児慢性特定疾病医療機関以外の医療機関でも受診することができます。	子育て応援課 電話：0857-26-7572 FAX：0857-26-7863 E-mail： kosodate @pref.tottori.jp
4-5 難病の患者に 対する医療の 取扱いについ て	受給者証の提出ができない場合においても、制度対象者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。 また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。	健康政策課 電話：0857-26-7194 FAX：0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku @pref.tottori.jp
4-6 特定疾患の医 療費助成の取 扱いについて	受給者証の提出ができない場合においても、制度対象者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。 また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できます。	健康政策課 電話：0857-26-7194 FAX：0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku @pref.tottori.jp
4-7 肝炎治療に係 る医療費助成 の取扱いにつ いて	受給者証の提出ができない場合においても、制度対象者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。 また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。	健康政策課 電話：0857-26-7769 FAX：0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku @pref.tottori.jp
4-8 結核医療の取 扱いについて	被保険者証の提出ができない場合においても、制度対象者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。 また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。	健康政策課 電話：0857-26-7857 FAX：0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku @pref.tottori.jp



項 目	事 業 内 容	連 絡 先
4-9	<p>予防接種</p> <p>避難先で定期的予防接種を受けたい場合は、避難先の市町村に申し出ることにより予防接種が受けられます。その他、予防接種に関するお問い合わせは、各市町村にご相談ください。</p>	<p>健康政策課 電話：0857-26-7153 FAX:0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku @pref.tottori.jp</p>
4-10	<p>障害福祉サービス等の利用者負担の減免</p> <p>障害福祉サービスや自立支援医療、補装具に要する経費について、所得の状況等に応じて、利用者負担を減免することが出来ます。 （※手続等は、市町村で行っていますので、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。）</p>	<p>市町村障がい福祉担当課 倉吉市福祉保健部福祉課 電話：0858-22-8118 FAX:0858-22-7020 三朝町福祉課 電話：0858-43-3506 FAX:0858-43-0647 湯梨浜町総合福祉課 電話：0858-35-5374 FAX:0858-35-5376 琴浦町福祉あんしん課 電話：0858-52-1706 FAX:0858-52-1524 北栄町福祉課 電話：0858-37-5852 FAX:0858-37-5339</p>

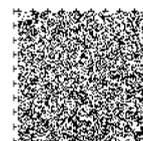


項 目	事 業 内 容	連 絡 先
4-11 児童扶養手当の災害特例措置	<p>災害により住宅・家財等の財産について、その価格の概ね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する措置があります。</p> <p>(※なお、平成29年度の現況届の際に、平成28年の所得について確認を行い、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、手当の一部または全額を返還していただくことになります。)</p>	<p>市町村ひとり親福祉担当課</p> <p>倉吉市：子ども家庭課 電話：0858-22-8120</p> <p>三朝町：子育て健康課 電話：0858-43-3520</p> <p>湯梨浜町：総合福祉課 電話：0858-35-5373</p> <p>北栄町：福祉課 電話：0858-37-5850</p> <p>琴浦町：福祉あんしん課 電話：0858-52-1715</p>
4-12 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還の猶予	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金を償還中の方が、災害により、支払期日に償還することが著しく困難になったと認められるときには、支払を猶予します。</p>	<p>中部総合事務所福祉保健局 電話：0858-23-3141</p> <p>E-mail： chubu_fukushihoken@pref.tottori.jp</p>

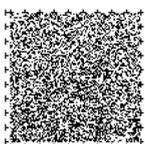


5. 税・授業料などの負担の軽減

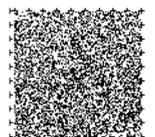
項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-1 税の減免	<p>【県税】</p> <p>○県税について次のような減免措置等が講じられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税の減免 被災家屋やそれに替わる不動産に係る減免措置 ・個人事業税の減免 事業用資産に損害を受けた方や住宅又は家財に損害を受けた方に対する減免措置 ・申告等の書類の提出期限の延長 災害がやんだ日から2ヶ月以内の期限延長 ・徴収金の徴収猶予 全壊・半壊等の損害を受けた方の徴収猶予 	<p>鳥取県税務課 電話：0857-26-7053 FAX：0857-26-7087 E-mail： zeimu@pref.tottori.jp</p>
	<p>【市町村税】</p> <p>○市町村税については、被害の程度に応じて減免措置等が講じられますので、お住まいの市町村へおたずねください。（ただし、減免の対象税目や適用要件は市町村により異なります。）</p> <p><税目> 個人住民税、固定資産税、国民健康保険税</p>	<p>倉吉市総務部税務課 電話：0858-22-8114 FAX：0858-22-1087 三朝町住民税務課 電話：0858-43-3505 FAX：0858-43-0647 湯梨浜町住民課 電話：0858-35-3116 FAX：0858-35-3122 琴浦町税務課</p>
	<p>【国税】</p> <p>○国税については、特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の減免」の制度があります。</p> <p>○災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法による雑損控除の方法、災害減免法による所得税の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる場合があります。</p> <p>○詳しくは、お住まいの最寄りの税務署へお尋ねください。</p>	<p>電話：0858-52-1702 FAX：0858-49-0000 北栄町税務課 電話：0858-37-5865 FAX：0858-37-5339 倉吉税務署 電話：0858-26-2721 管轄）倉吉市 東伯郡</p>



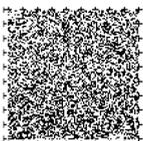
項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-2 入学料・入学 選抜手数料の 減免	<p>非常災害により資産が著しく損なわれた方の入学料（入校料）及び入学選抜手数料を全額免除します。</p> <p><対象となる学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高等学校 …高等学校課 ・ 県立産業人材育成センター（普通課程） …労働政策課 	<p>高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX:0857-26-0408 E-mail： koutougakkou @pref.tottori.jp 労働政策課 電話：0857-26-7222 FAX:0857-26-8169 E-mail： roudou-seisaku @pref.tottori.jp</p>
5-3 県立学校及び 私立高等学校 等の授業料等 の減免	<p>○【授業料】：被災により資産が著しく損なわれ、かつ、所得が一定の基準以内にある世帯に属する生徒の授業料を免除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全壊、半壊の被害：全額免除 ・ 上記以外の被害：半額免除 <p><対象となる学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高等学校 …高等学校課 ・ 私立高等学校 …教育・学術振興課 ・ 私立専修学校（高等課程・技能教育施設） …教育・学術振興課 ・ 私立中学校 …教育・学術振興課 ・ 県立歯科衛生専門学校 …医療政策課 ・ 県立鳥取看護専門学校 …医療政策課 ・ 県立倉吉総合看護専門学校 …医療政策課 ・ 県立産業人材育成センター（普通課程） …労働政策課 <p>○【その他の納付金（施設整備費等）】：上記（1）により授業料全額減免に該当する者で、月額12,000円より多い額を納付している者月額から12,000円を控除した額</p> <p><対象となる学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私立高等学校 	<p>高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX:0857-26-0408 E-mail： koutougakkou @pref.tottori.jp 教育・学術振興課 電話：0857-26-7022 FAX:0857-26-8110 E-mail： kyoikugakujyutsu @pref.tottori.jp 医療政策課 電話：0857-26-7195 FAX:0857-21-3048 E-mail： iryouseisaku @pref.tottori.jp 労働政策課 電話：0857-26-7222 FAX:0857-26-8169 E-mail： roudou-seisaku @pref.tottori.jp</p>



項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-4 奨学資金等の返還猶予	<p>奨学金の貸与を受けた方が、被災により奨学金などを返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予します。</p> <p>(対象資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県育英奨学資金（高校等） …人権教育課 ・ 鳥取県育英奨学資金（大学等） …人権教育課 ・ 鳥取県進学奨励資金 …人権教育課 ・ 日本学生支援機構奨学金 …奨学金返還相談センター ・ 鳥取県専修学校等奨学資金 …人権局 ・ 理学療法士等修学資金 …医療政策課 ・ 看護職員修学資金 …医療政策課 ・ 看護職員奨学金 …医療政策課 	<p>人権教育課 電話：0857-26-7541 0857-29-7140 0857-29-7145 FAX:0857-26-8176 E-mail： jinkenyouiku @pref.tottori.jp 日本学生支援機構 奨学金返還相談センター 電話：0570-666-301 人権局 電話：0857-26-7074 FAX:0857-26-8138 E-mail： jinken@pref.tottori.jp 医療政策課 電話：0857-26-7190 FAX:0857-21-3048 E-mail： iryouseisaku @pref.tottori.jp</p>
5-5 鳥取県育英奨学資金（高校等）の緊急採用	<p>実家の被災など家計が急変したため、緊急に奨学金が必要と認められる高校生等に鳥取県育英奨学資金を貸与します。</p>	<p>人権教育課 電話：0857-26-7541 0857-29-7145 FAX:0857-26-8176 E-mail： jinkenyouiku @pref.tottori.jp</p>

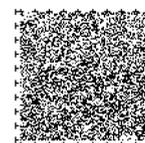


項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-6	<p>日本学生支援機構奨学金の緊急採用（第1種：無利子、第2種：有利子）</p> <p>実家の被災など家計が急変したため、緊急に奨学金が必要と認められる大学生等に日本学生支援機構奨学金を貸与します。</p>	<p>在学する大学・高等専門学校等へお問い合わせください。</p>
5-7	<p>Jasso 支援金</p> <p>自然災害等により、居住する住宅に半壊以上等の被害を受け、学生生活に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続できるよう日本学生支援機構が Jasso 支援金の支給を行います。</p>	<p>在学する大学・高等専門学校等へお問い合わせください。</p>
5-8	<p>教科書・学用品の給与</p> <p>災害により住居が全壊(焼)・半壊(焼)等により、教科書、正規の教材、学用品を喪失又はき損した生徒へ教科書・学用品を給与します。</p> <p>※教科書以外は災害救助法の適用が条件となります。</p> <p>(対象経費)</p> <p>①教科書・正規の教材：現物給与</p> <p>②学用品：5,000円を限度として現物給与</p> <p>【県立高等学校に在籍の方】</p> <p>高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 E-mail：koutougakkou@pref.tottori.jp</p> <p>【特別支援学校に在籍の方】</p> <p>特別支援教育課 電話：0857-26-7924 FAX：0857-26-8101 E-mail：tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp</p> <p>※市町村立小中学校生徒はお住まいの市町村へお問い合わせください。</p>	<p>※左の事業内容に記載しています。</p>

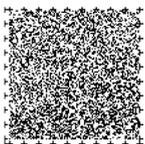


6. 商工労働に関する支援・相談

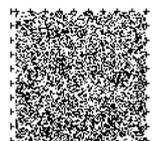
項 目	事 業 内 容	連 絡 先
6-1	<p>災害等緊急対策資金の貸付（県内中小企業者向け）</p> <p>施設・設備等の破損や売上げ減少などの被害を受けた県内中小企業者に事業資金（運転資金・設備資金）をお貸しします。</p> <p><貸付限度額> 2億8千万円</p> <p><償還期間> 10年（うち据置3年）以内 設備資金は 15年（うち据置3年）以内</p> <p><利率> 1.43%。当初5年間は無利息</p> <p><信用保証料> 0.23~0.68%。 当初5年間は0%</p>	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7453</p> <p>FAX:0857-26-8117</p> <p>E-mail： kigyou-shien @pref.tottori.jp</p>
6-2	<p>復興支援のための利子補給制度（県内中堅・大企業向け）</p> <p>施設・設備等の破損や売上げ減少などの被害を受けた県内中堅企業・大企業が復旧のための融資を受けられた場合に、最長5年間の利子相当額を補助します。</p> <p><補助対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額2億8千万円まで、融資利率上限1.43%まで。 	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7453</p> <p>FAX:0857-26-8117</p> <p>E-mail： kigyou-shien @pref.tottori.jp</p>



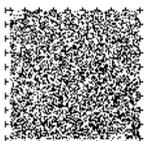
項 目	事 業 内 容	連 絡 先																											
6-3 被災した施設及び設備の原状回復のための補助金	<p>鳥取県中部地震で被災した、県内に事業所を有する事業者で、被害のあった施設及び設備を原状回復する費用の一部を補助します。(中小・小規模事業者の方が対象です。業種は問いません。)</p> <p>※6-1 及び6-2 と併用いただけます。</p> <p><補助金額> 上限 200 万円 (30 万円以上の事業が対象です)</p> <p><補助率> 事業費の3分の2</p> <p><その他> 10月21 日から平成28 年度中に事業着手する、または事業着手したもの。</p> <p>(申請の受付は以下で行っています。)</p> <table border="1" data-bbox="448 887 1479 1765"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 887 571 936">所在地</th> <th data-bbox="571 887 1190 936">受付先</th> <th data-bbox="1190 887 1479 936">連絡先 電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 936 571 987">倉吉市</td> <td data-bbox="571 936 1190 987">倉吉商工会議所 (倉吉市明治町 1037-11)</td> <td data-bbox="1190 936 1479 987">0858-22-2191</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 987 571 1081">東伯郡</td> <td data-bbox="571 987 1190 1081">中部商工会産業支援センター (東伯郡北栄町田井 38-8)</td> <td data-bbox="1190 987 1479 1081">0858-36-2868</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1081 571 1133">鳥取市</td> <td data-bbox="571 1081 1190 1133">鳥取商工会議所 (鳥取市本町 3-201)</td> <td data-bbox="1190 1081 1479 1133">0857-26-6666</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1133 571 1227">岩美郡 八頭町</td> <td data-bbox="571 1133 1190 1227">東部商工会産業支援センター (鳥取市湖山町東4-100 商工会連合会館2階)</td> <td data-bbox="1190 1133 1479 1227">0857-30-3009</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1227 571 1279">米子市</td> <td data-bbox="571 1227 1190 1279">米子商工会議所 (米子市加茂町 2-204)</td> <td data-bbox="1190 1227 1479 1279">0859-22-5131</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1279 571 1330">境港市</td> <td data-bbox="571 1279 1190 1330">境港商工会議所 (境港市上道町 3002)</td> <td data-bbox="1190 1279 1479 1330">0859-44-1111</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1330 571 1469">西伯郡 日野郡</td> <td data-bbox="571 1330 1190 1469">西部商工会産業支援センター (西伯郡日吉津村日吉津 885-9 (米子日吉津商工会日吉津支所内))</td> <td data-bbox="1190 1330 1479 1469">0859-37-0085</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1469 571 1765">全域</td> <td data-bbox="571 1469 1190 1765">鳥取県中小企業団体中央会 (鳥取市富安 1-96) 米子支所 (米子市加茂町 2-204 商工会議所会館) 倉吉出張所 (倉吉市明治町 1037-11 商工会議所会館)</td> <td data-bbox="1190 1469 1479 1765">0857-26-6671 0859-34-2105 0858-22-1706</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	受付先	連絡先 電話番号	倉吉市	倉吉商工会議所 (倉吉市明治町 1037-11)	0858-22-2191	東伯郡	中部商工会産業支援センター (東伯郡北栄町田井 38-8)	0858-36-2868	鳥取市	鳥取商工会議所 (鳥取市本町 3-201)	0857-26-6666	岩美郡 八頭町	東部商工会産業支援センター (鳥取市湖山町東4-100 商工会連合会館2階)	0857-30-3009	米子市	米子商工会議所 (米子市加茂町 2-204)	0859-22-5131	境港市	境港商工会議所 (境港市上道町 3002)	0859-44-1111	西伯郡 日野郡	西部商工会産業支援センター (西伯郡日吉津村日吉津 885-9 (米子日吉津商工会日吉津支所内))	0859-37-0085	全域	鳥取県中小企業団体中央会 (鳥取市富安 1-96) 米子支所 (米子市加茂町 2-204 商工会議所会館) 倉吉出張所 (倉吉市明治町 1037-11 商工会議所会館)	0857-26-6671 0859-34-2105 0858-22-1706	<p>企業支援課 電話：0857-26-7242 FAX:0857-26-8117 E-mail： kigyou-shien @pref.tottori.jp</p> <p>※上記の他、下の申請受付先及びお近くの商工団体(商工会、商工会議所、中小企業団体中央会)にも御相談いただけます。</p>
所在地	受付先	連絡先 電話番号																											
倉吉市	倉吉商工会議所 (倉吉市明治町 1037-11)	0858-22-2191																											
東伯郡	中部商工会産業支援センター (東伯郡北栄町田井 38-8)	0858-36-2868																											
鳥取市	鳥取商工会議所 (鳥取市本町 3-201)	0857-26-6666																											
岩美郡 八頭町	東部商工会産業支援センター (鳥取市湖山町東4-100 商工会連合会館2階)	0857-30-3009																											
米子市	米子商工会議所 (米子市加茂町 2-204)	0859-22-5131																											
境港市	境港商工会議所 (境港市上道町 3002)	0859-44-1111																											
西伯郡 日野郡	西部商工会産業支援センター (西伯郡日吉津村日吉津 885-9 (米子日吉津商工会日吉津支所内))	0859-37-0085																											
全域	鳥取県中小企業団体中央会 (鳥取市富安 1-96) 米子支所 (米子市加茂町 2-204 商工会議所会館) 倉吉出張所 (倉吉市明治町 1037-11 商工会議所会館)	0857-26-6671 0859-34-2105 0858-22-1706																											



項 目	事 業 内 容	連 絡 先																																																																								
6-4	事業引継ぎ・事業承継に係る支援 後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の皆さまの事業引継ぎ・事業承継に係る課題に対し、解決に向けた助言、情報提供・マッチング支援を行います。	鳥取県事業引継ぎ支援センター 電話：0857-20-0072 FAX：0857-20-0241 E-mail： hikitsugi@toriton.or.jp																																																																								
6-5	とっとり企業支援ネットワークによる企業支援 県内の中小企業・小規模事業者の皆さまのさまざまな経営課題に対し、支援機関・金融機関が連携して支援を行います。 ・企業支援課 電話：0857-26-7243,FAX：0857-26-8117 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.jp ・鳥取県経営サポートセンター (とっとり企業支援ネットワーク事務局) 電話：0857-20-0071,FAX：0857-20-0241 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.jp 商工会議所・商工会・中央会・信用保証協会・最寄りの金融機関でも特別相談窓口を設置しています。	※左の事業内容に記載しています。																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1187 810 1227">機関名</th> <th colspan="2" data-bbox="810 1187 1189 1227">支店名</th> <th data-bbox="1189 1187 1471 1227">連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1227 810 1267">日本政策金融公庫</td> <td data-bbox="810 1227 957 1267">鳥取支店</td> <td data-bbox="957 1227 1189 1267">中小企業事業</td> <td data-bbox="1189 1227 1471 1267">0857-23-1641</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1267 810 1308">日本政策金融公庫</td> <td data-bbox="810 1267 957 1308">鳥取支店</td> <td data-bbox="957 1267 1189 1308">国民生活事業</td> <td data-bbox="1189 1267 1471 1308">0857-22-3156</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1308 810 1348">日本政策金融公庫</td> <td data-bbox="810 1308 957 1348">米子支店</td> <td data-bbox="957 1308 1189 1348">国民生活事業</td> <td data-bbox="1189 1308 1471 1348">0859-34-5821</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1348 810 1388">商工組合中央金庫</td> <td colspan="2" data-bbox="810 1348 1189 1388">鳥取支店</td> <td data-bbox="1189 1348 1471 1388">0857-22-3171</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1388 810 1429">商工組合中央金庫</td> <td colspan="2" data-bbox="810 1388 1189 1429" rowspan="13">米子支店</td> <td data-bbox="1189 1388 1471 1429">0859-34-2711</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1429 1471 1469">鳥取県信用保証協会</td> <td data-bbox="1189 1429 1471 1469">0857-26-6631</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1469 1471 1509">鳥取商工会議所</td> <td data-bbox="1189 1469 1471 1509">0857-26-6666</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1509 1471 1550">米子商工会議所</td> <td data-bbox="1189 1509 1471 1550">0859-22-5131</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1550 1471 1590">倉吉商工会議所</td> <td data-bbox="1189 1550 1471 1590">0858-22-2191</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1590 1471 1630">境港商工会議所</td> <td data-bbox="1189 1590 1471 1630">0859-44-1111</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1630 1471 1671">鳥取県商工会連合会</td> <td data-bbox="1189 1630 1471 1671">0857-31-5555</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1671 1471 1711">湯梨浜町商工会</td> <td data-bbox="1189 1671 1471 1711">0858-32-0854</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1711 1471 1751">三朝町商工会</td> <td data-bbox="1189 1711 1471 1751">0858-43-3131</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1751 1471 1792">北栄町商工会</td> <td data-bbox="1189 1751 1471 1792">0858-37-4057</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1792 1471 1832">琴浦町商工会</td> <td data-bbox="1189 1792 1471 1832">0858-52-2178</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1832 1471 1872">鳥取県中小企業団体中央会</td> <td data-bbox="1189 1832 1471 1872">0857-26-6671</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1872 1471 1892">鳥取県よろず支援拠点</td> <td data-bbox="1189 1872 1471 1892">0857-31-5555</td> </tr> </tbody> </table>			機関名	支店名		連絡先	日本政策金融公庫	鳥取支店	中小企業事業	0857-23-1641	日本政策金融公庫	鳥取支店	国民生活事業	0857-22-3156	日本政策金融公庫	米子支店	国民生活事業	0859-34-5821	商工組合中央金庫	鳥取支店		0857-22-3171	商工組合中央金庫	米子支店		0859-34-2711	鳥取県信用保証協会			0857-26-6631	鳥取商工会議所			0857-26-6666	米子商工会議所			0859-22-5131	倉吉商工会議所			0858-22-2191	境港商工会議所			0859-44-1111	鳥取県商工会連合会			0857-31-5555	湯梨浜町商工会			0858-32-0854	三朝町商工会			0858-43-3131	北栄町商工会			0858-37-4057	琴浦町商工会			0858-52-2178	鳥取県中小企業団体中央会			0857-26-6671	鳥取県よろず支援拠点			0857-31-5555
機関名	支店名		連絡先																																																																							
日本政策金融公庫	鳥取支店	中小企業事業	0857-23-1641																																																																							
日本政策金融公庫	鳥取支店	国民生活事業	0857-22-3156																																																																							
日本政策金融公庫	米子支店	国民生活事業	0859-34-5821																																																																							
商工組合中央金庫	鳥取支店		0857-22-3171																																																																							
商工組合中央金庫	米子支店		0859-34-2711																																																																							
鳥取県信用保証協会			0857-26-6631																																																																							
鳥取商工会議所			0857-26-6666																																																																							
米子商工会議所			0859-22-5131																																																																							
倉吉商工会議所			0858-22-2191																																																																							
境港商工会議所			0859-44-1111																																																																							
鳥取県商工会連合会			0857-31-5555																																																																							
湯梨浜町商工会			0858-32-0854																																																																							
三朝町商工会			0858-43-3131																																																																							
北栄町商工会			0858-37-4057																																																																							
琴浦町商工会			0858-52-2178																																																																							
鳥取県中小企業団体中央会			0857-26-6671																																																																							
鳥取県よろず支援拠点			0857-31-5555																																																																							

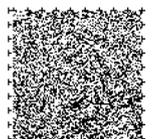


項 目	事 業 内 容	連 絡 先
6-6 労働者及び事業主の相談窓口	<p>地震による雇用の不安や悩みなどに中小企業労働相談所（みなくる）の相談員が対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談時間：平日午前9時30分から午後6時まで ・みなくる鳥取：0857-25-3000 ・みなくる倉吉：0858-23-6131 ・みなくる米子：0859-31-8785 	<p>労働政策課 電話：0857-26-7222 FAX：0857-26-8169 E-mail： roudou-seisaku@pref.tottori.jp</p>
6-7 労働条件、安全衛生、労災補償等に関する特別相談窓口	<p>特別相談窓口では、以下の相談等をお受けしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震発生による事業活動への影響による休業、賃金不払、解雇等の労働条件や労務管理 ○復旧作業・工事における労働者の健康・安全 ○地震発生時に従事していた作業や復旧作業・工事において被災した場合の労災補償給付等 	<p>鳥取労働局 電話：0857-22-7000 0857-29-1709 0857-29-1703 鳥取労働基準監督署 電話：0857-24-3245 0857-24-3211 米子労働基準監督署 電話：0859-34-2263 0859-34-2231 倉吉労働基準監督署 電話：0858-22-5640 0858-22-6274</p>
6-8 雇用保険給付の特例措置	<p>1 ハローワークへ来所できない求職者の方々の失業の認定日の取扱いについて 雇用保険失業給付を受給している方が、災害の影響により、指定された失業の認定日にやむ得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出るにより、失業の認定日を変更することができます。</p> <p>2 災害救助法適用時における支援策について 災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険失業給付の基本手当を支給します。</p>	<p>ハローワーク鳥取 電話：0857-23-2021 ハローワーク倉吉 電話：0858-23-8609 ハローワーク米子 電話：0859-33-3911 ハローワーク米子根雨出張所 電話：0859-72-0065</p>



7. 農林水産に関する支援

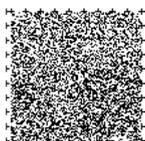
項 目	事 業 内 容	連 絡 先
7-1 農業施設等復旧資金の利子補給及び保証料補助	<p>農業用施設等の復旧のための融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、利子補給及び保証料補助を行い、負担の軽減を行います。</p> <p><対象資金> 農業近代化資金、農林漁業施設資金</p> <p><末端金利> 借入れ後6年に限り0%</p> <p><信用保証料> 上記資金について借入れ後6年間に限り0%</p>	<p>経営支援課 電話：0857-26-7260 FAX：0857-26-7294 E-mail： keieishien @pref.tottori.jp</p>
7-2 農地・農業用施設の災害復旧事業に係る助成	<p>被災した農地・農業用施設の復旧に対し、1箇所当たり40万円以上のものは国庫補助事業、40万円未満のものは単県事業で助成します。</p> <p>①国庫補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本補助率（国）農地50%、農業用施設65% ・関係農家1戸当たり事業費により、補助率が決定。（高上措置あり） <p>②単県事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 各市町村が決定 ・県は農家負担を除いた額の1/2を市町村に助成。 	<p>農地・水保全課 電話：0857-26-7323 FAX：0857-26-8191 E-mail： nouchi-mizu @pref.tottori.jp</p>
7-3 梨の販売促進への支援	<p>市場関係者や消費者に対する元気な鳥取梨販売促進活動費及び傷の程度が軽く、販売が可能な落下果実「訳あり商品」の出荷経費等に対して支援を行います。</p> <p>出荷経費等の1/2助成</p>	<p>生産振興課 電話：0857-26-7414 FAX：0857-26-7294 E-mail： seisanshinkou @pref.tottori.jp</p>
7-4 果樹共済加入促進への助成	<p>新規に果樹共済に加入する場合、共済掛金の助成を行います。</p> <p>共済掛金の1/3助成</p>	<p>生産振興課 電話：0857-26-7414 FAX：0857-26-7294 E-mail： seisanshinkou @pref.tottori.jp</p>



項 目	事 業 内 容	連 絡 先
7-5 水産業施設等 復旧支援資金	被災された漁協の復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会に助成を行うことにより、被災された漁協の金利負担と信用保証料負担の軽減を図ります。 <末端金利> 借入れ後6年に限り0% <信用保証料> 上記資金について借入れ後6年間に限り0%	水産課 電話：0857-26-7313 FAX:0857-26-8131 E-mail： suisan@pref.tottori.jp

8. その他の支援

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
8-1 中山間地域共同施設の災害復旧事業に係る助成	被災した中山間地域の共同施設の復旧に対し、市町村が負担する額の一部を単県事業で助成します。 ①単県事業 ・補助率 各市町村が決定 ・県は市町村負担額の1/2を市町村に助成。 (最大30万円/件) ※中山間地域に限らず、市街地域の共同施設への適用範囲拡大について現在検討中。	技術企画課 電話：0857-26-7368 FAX:0857-26-8189 E-mail： gijutsukikaku@pref.tottori.jp



被災した住宅を修繕したいけど、どこに相談したらいいの？

まずは **家を建てた工務店、大工さん** や
お近くの工務店、なじみのある業者さん など
に相談しましょう。

家を建てた工務店が分からない、相談できる業者さんがいない場合は、下記の相談窓口へどうぞ。

被災建物修繕等総合相談窓口 TEL0858-23-3139 受付時間 9:00~17:00
(鳥取県中部総合事務所2号館2階)
(当面の間は土日祝日も受付)

全国の会員を紹介可能な団体

(木造住宅全般なら)

鳥取県建築連合会

電話 0858-47-5670

(瓦工事なら)

鳥取県瓦工事業組合

電話 0858-22-6251

修繕が待てる場合

鳥取県内の団体会員

修繕を急ぐ場合

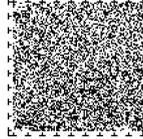
県外の団体会員
(県内会員に比較して割高になります)

<参考> 【県内の団体】

業種	団体名	所在地	電話番号
建物全般	(一社)鳥取県建設業協会中部支部	倉吉市東巖城町12	0858-23-0341
木造住宅全般	(一社)鳥取県木造住宅推進協議会	鳥取市秋里1247田中工業(株)内	0857-30-0278
設備関係	(一社)鳥取県管工事業協会	鳥取市松並町2丁目160城北ビル303	0857-26-9355
	鳥取県電気工事業工業組合	鳥取市島648タナカビル1F	0857-24-9213
専門業	鳥取県左官業協同組合	鳥取市緑ヶ丘3丁目14-1	0857-26-5120
	鳥取県板金工業組合	鳥取市緑ヶ丘3丁目14-5	0857-23-7988

H28. 11. 24作成

鳥取県庁担当課 住まいまちづくり課 TEL 0857-26-7398



鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト 被災した住宅の建替、修繕を支援します

10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震によりお住まいの住宅(※)に被害を受けた方が、住宅の建設・購入、補修される場合に、次のとおり支援します。

(※ 所有者又は所有者の三親等以内の親族が居住する住宅が対象。賃貸住宅は対象外。)

1 被災者住宅再建支援補助金

住宅の再建方法（建設・購入、補修）、住宅の損傷の程度や世帯人数に応じて支援します。
※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認します。

「一部破損」の場合は、「り災証明書」の損害基準判定(注)が10%以上20%未満の場合に限ります。

(注)損害基準判定：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合

【支援額】

住宅再建の方法	世帯人数	損 傷 の 程 度				対 象 経 費
		全 壊	大規模半壊	半 壊	一部破損	
建設又は購入	2人以上	300万円	250万円	—	—	使途不問
	1人	225万円	187万5千円	—	—	
補 修	2人以上	200万円	150万円	上限 100万円	上限 30万円	全壊・大規模半壊は使途不問、半壊・一部破損は補修費に限る
	1人	150万円	112万5千円	上限 75万円	上限 30万円	

【申請に係る注意事項】

- 半壊又は一部破損の場合の申請には、補修前後の写真や補修金額が分かる書類（契約書・領収書等）が必要な場合がありますので、紛失等しないよう御注意ください。

2 被災者住宅修繕支援金

1の「被災者住宅再建支援補助金」の要件を満たさない、損傷規模の小さい住宅の修繕を支援します。

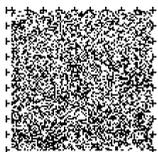
※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認します。

【支援額】

損害基準判定	4%超	3%超 4%以下	2%超 3%以下	1%超 2%以下	1%以下
支援額	5万円	4万円	3万円	2万円	1万円

【注意事項】

- 申請窓口はお住まいの市町村となります。申請手続の詳細は、市町村窓口にお尋ねください。
- 申請には市町村が交付する「り災証明書」が必要です。り災証明書の申請については、市町村窓口にお尋ねください。



【県庁問合せ先】生活環境部 暮らしの安心局 住まいまちづくり課

電話：0857-26-7390

ファクシミリ：0857-26-8113

電子メール：sumaimachizukuri@pref.tottori.jp

(平成28年11月17日 作成)

【一部破損-損害基準判定10%以上の例】

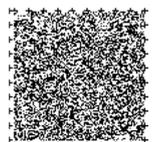
1 屋根瓦全壊

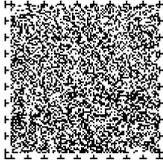


2 屋根瓦中規模被災+外壁小規模被災



3 屋根瓦小規模被災+外壁中規模被災





ご自宅に赤い紙・黄色い紙を貼られた皆様へ

【建築物の判定結果について】

「危険」と書かれた赤い紙は、余震が来た場合に、住宅が倒れるおそれがある場合の他に、屋根瓦や外壁の広範囲の落下により周囲に危険を及ぼすおそれがあること等もお知らせしているものです。「危険」を貼られたすべての建築物が余震以外の場合に即危険というものではありません。

また、建替えではなく補修で十分なものも多くあります。

「要注意」と書かれた黄色い紙は主に瓦の落下などへの注意をお知らせしているものです。

【宅地の判定結果について】

「危険」と書かれた赤い紙は、擁壁や法面などの変状が顕著であり、余震や降雨により、住宅や一般の交通に危険を及ぼすおそれがあることをお知らせしているものです。「危険」を貼られたすべての宅地が即危険というものではありません。「要注意」と書かれた黄色い紙は、擁壁や法面などの変状が見られ、経過観察を行うなど注意が必要なことをお知らせしているものです。

いずれの場合も、色紙の注記欄でお知らせしている問題点を解消することで、危険性を低減・除去することができます。

ご不明な点、ご心配な点については、下記の倉吉市役所、三朝町・湯梨浜町・北栄町各役場内の住宅相談窓口、または県の中部総合事務所内の被災建物修繕等総合相談窓口にご相談ください。

窓口	電話番号	ファクシミリ
倉吉市 建築住宅課 (住宅・宅地とも)	0858-22-8175	0858-22-8140
三朝町 危機管理課 (住宅・宅地とも)	0858-43-3513	0858-43-0647
湯梨浜町 町民課 (住宅・宅地とも)	0858-35-3117	0858-35-3697
北栄町 総務課 (住宅・宅地とも)	0858-37-3111	0858-37-5339
被災建物修繕等総合相談窓口 (中部総合事務所内) (住宅のみ)	0858-23-3139	0858-23-3139

● 悪徳業者にお気を付けください！

震災に便乗した悪質商法に注意！

地震や台風などの自然災害が起きると、全国の消費生活センターには、それに関連した様々な消費者トラブルの相談が寄せられます。

なかでも、悪質業者との震災に便乗した住宅の屋根などの修理工事に関するトラブルが多くみられます。さらには、自然災害をきっかけや口実とした義援金詐欺なども起きています。

【消費者の皆様へのアドバイス】

☆不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。

高齢者だけで過ごされる時間帯には、固定電話を留守番電話に切り替えてください。万が一、金銭を要求されても決して支払わないようにしてください。

☆少しでも不安を感じたら、すぐに中部消費生活相談室や警察に相談してください。

■トラブルが起こった場合だけでなく、不安なことや疑問に感じたことがありましたら、御相談ください。

中部消費生活相談室

【相談場所】 倉吉交流プラザ2階(倉吉市駄経寺町187-1)

【電話番号】 0858-22-3000

【受付時間】 午前9時から午後6時まで

【開所日】 火～日曜日(祝日とその翌日はお休みです)

※対面での相談をご希望のかたは、月曜日と祝日の翌日は、北栄町役場北条庁舎3階)で相談をお受けしています。(当面の間)

電話番号 0858-22-3000

● 救急医療窓口

通常どおり診療しています。

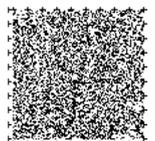
● 医療機関への受診

地震により、被保険者証(いわゆる保険証)等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることで医療機関等に提示できない場合、次のことを医療機関に伝えることで、受診が可能です。

※氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、健康保険の場合は事業所名、

国民健康保険又は後期高齢者医療制度の場合は住所をお伝えください。

※その他の保険については、医療機関にお尋ねください。



鳥取県ホームページ「鳥取県中部地震被災地 応援サイト」もご覧ください。

鳥取県公式ホームページ「とりネット」内に「鳥取県中部地震被災地応援サイト」を開設し、被災された皆様に対する各種支援策のほか「相談窓口」「心と身体のケア」「生活情報」などに関する情報を掲載しています。

URL：<http://www.pref.tottori.lg.jp/261207.htm>

QRコード：



★自動翻訳機能により、外国語訳ができます。

★読み上げ機能により、視覚障がいがある方も利用できます。

●パソコン画面イメージ



●モバイル画面イメージ



【ホームページのお問い合わせ先】

広報課 電話：0857-26-7755

ファクシミリ：0857-26-8122

E-mail：kouhou@pref.tottori.jp

《関連リンク》「平成28年10月21日鳥取県中部地震について」（県危機管理局ホームページ）

<http://www.pref.tottori.lg.jp/261100.htm>

